随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業門前東部エリア整備工事 （道路災害復旧工事）	
工事概要	市道まがき線　　路線延長　L=5,437m ・排水工　N=1 式　・舗装工　N=1 式　・擁壁工　N=1 式 ・法面工　N=1 式　・コンクリート工　N=1 式　・防護柵工　N=1 式 ・区画線工　N=1 式　・取壊工　N=1 式	
契約の相手方	所在地	代表者　東京都新宿区西新宿七丁目 5 番 25 号
	名称・代表者	フジタ・鈴木・上田特定建設工事共同企業体 代表者　（株）フジタ　首都圏土木支店 上席執行役員支店長　水谷　圭一 構成員　鈴木建設（株） 取締役社長　鈴木　規秀 構成員　（株）上田組 代表取締役　上田　剛志
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
随意契約によることとした理由	本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点整備エリアにおける対象工事である。重点整備エリアにおいては、複数の事業（工種）を一体的かつ円滑に推進するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があることから、技術提案･交渉方式【ECI 方式（技術協力･施工タイプ）】による公募型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。 上記共同企業体は、重点整備エリアのうち門前東部エリアの施工予定者として選定されており、ECI 方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及び施工計画に関する技術協力業務を実施している。 本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI 方式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切かつ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約年月日	令和 8 年 10 月 27 日	
契約金額	3,641,000,000 円（税込）　（一部債務負担行為）	
工事場所	輪島市門前町和田～大滝　外　地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和 8 年 10 月 28 日　から　令和 12 年 3 月 29 日　まで	
担当課	地域整備課	

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業門前東部エリア整備工事 （橋梁災害復旧工事）	
工事概要	市道まがき線　上和田橋　外 2 橋 ・架替　N=2 橋　・補修　N=1 橋	
契約の相手方	所在地	代表者　東京都新宿区西新宿七丁目 5 番 25 号
	名称・代表者	フジタ・鈴木・上田特定建設工事共同企業体 代表者　（株）フジタ　首都圏土木支店 上席執行役員支店長　水谷　圭一 構成員　鈴木建設（株） 取締役社長　鈴木　規秀 構成員　（株）上田組 代表取締役　上田　剛志
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
随意契約によることとした理由	本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点整備エリアにおける対象工事である。重点整備エリアにおいては、複数の事業（工種）を一体的かつ円滑に推進するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があることから、技術提案･交渉方式【ECI 方式（技術協力･施工タイプ）】による公募型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。 上記共同企業体は、重点整備エリアのうち門前東部エリアの施工予定者として選定されており、ECI 方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及び施工計画に関する技術協力業務を実施している。 本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI 方式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切かつ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約年月日	令和 8 年 10 月 27 日	
契約金額	1,229,998,000 円（税込）　（一部債務負担行為）	
工事場所	輪島市門前町和田　外　地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和 8 年 10 月 28 日　から　令和 12 年 3 月 29 日　まで	
担当課	地域整備課	

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業門前東部エリア整備工事 （河川災害復旧工事）	
工事概要	普通河川浅生田川　外 1 河川　　河川延長　L=2,966m ・ブロック積工　N=1 式　・取壊工　N=1 式　・仮設工　N=1 式	
契約の相手方	所在地	代表者　東京都新宿区西新宿七丁目 5 番 25 号
	名称・代表者	フジタ・鈴木・上田特定建設工事共同企業体 代表者　（株）フジタ　首都圏土木支店 上席執行役員支店長　水谷　圭一 構成員　鈴木建設（株） 取締役社長　鈴木　規秀 構成員　（株）上田組 代表取締役　上田　剛志
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
随意契約によることとした理由	本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点整備エリアにおける対象工事である。重点整備エリアにおいては、複数の事業（工種）を一体的かつ円滑に推進するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があることから、技術提案･交渉方式【ECI 方式（技術協力･施工タイプ）】による公募型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。 上記共同企業体は、重点整備エリアのうち門前東部エリアの施工予定者として選定されており、ECI 方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及び施工計画に関する技術協力業務を実施している。 本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI 方式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切かつ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約年月日	令和 8 年 10 月 27 日	
契約金額	699,998,200 円（税込）　（一部債務負担行為）	
工事場所	輪島市門前町浅生田　外　地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和 8 年 10 月 28 日　から　令和 12 年 3 月 29 日　まで	
担当課	地域整備課	